

広島市教育委員会規則第 5 号

令和 7 年 9 月 2 6 日

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和 6 2 年広島市教育委員会
規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 可部地区学校給食センターの項中「可部地区学校給食センター」
を「北部地区学校給食センター」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。